

1.はじめに

本市の本庁舎は、第1庁舎が昭和60年に改築され、第2庁舎は昭和47年に建設、西庁舎は平成3年に建設され、最も古い第2庁舎は、建設後約42年が経過しております。本庁舎は、設備機器なども含めた老朽化やバリアフリー化、また災害時への防災拠点機能などに課題があり、併せて庁舎機能の分散化など、市民サービスの利便性が損なわれている面があることは否めません。

市庁舎の建設・整備方針の検討は、昭和49年策定の結城市総合計画から現在の第5次総合計画において重要な施策の一つとして位置づけ、継続的に市庁舎のあり方などに関する研究、調査を行ってまいりました。

このような中で、平成23年3月11日の東日本大震災や平成24年5月の竜巻被害など、自然災害への防災拠点機能としての側面や、市民の皆様が利用する市庁舎の利便性を考えた場合、今後の市庁舎のあり方や整備方針を具体化することは重要なことと考え、平成24年度から本格的な検討を開始いたしました。

検討の中では、構想策定の重要な部分である、「市庁舎の整備方針」や「市庁舎のあり方」、「その他市庁舎の整備に関する提案」について、市民の皆様との協働により方針を導き出すことを念頭に、市民の方で構成される「結城市庁舎建設検討協議会」を設置し、諮問を行い、平成26年4月に答申をいただきました。

そして、この度、いただいた答申及び市民アンケート結果、市議会からの報告を十分に熟慮したうえで「結城市庁舎整備基本構想」を策定いたしました。

市庁舎を整備するには、様々な制約や課題を解決し、将来のまちづくりを見据えた全市的な施策として進めることが不可欠であります。今後も市民の皆様の声に耳を傾けながら、市庁舎整備の具現化を着実に進めてまいります。

最後に、約2年間にわたり熱心な議論を積み重ね、答申をまとめていただきました市庁舎建設検討協議会の皆様や、市民アンケートなどにご協力いただいた市民の皆様、貴重なご意見をいただいた市議会をはじめ、本構想の策定に携わっていただいた全ての皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成27年2月9日

結城市長 前場 文夫



2. 構想策定の目的及び取り組み

(1) 市庁舎整備基本構想の策定目的

市庁舎の整備に関しては、昭和 49 年に策定した最初の「結城市総合計画」から現在の「第 5 次結城市総合計画」において、移転も含めた整備の検討を行うことが市の施策として掲載されています。

本基本構想は、総合計画に掲げた施策に基づき、市民の利便性が高く、効率的なより良い庁舎のあり方について現庁舎の課題や問題点を検証するとともに、将来の結城市を見据えた市庁舎の整備に関する取組み指針として、基本的な考え方を示すため策定するものです。

(2) 市総合計画での位置付け 【p35～37「資料編 1. 市総合計画での位置付け」を参照】

最初に策定した総合計画（昭和 49 年）では、『基本計画』の「都市計画」分野の中で“6. 秩序と均衡ある都市を造るための計画（都市基盤の整備）”として、“2. 都市整備と計画開発の推進”の項目において、「公共機関の多くが市域の北部に偏している状況を鑑み、将来における市街化の南進を考慮した場合、それらの位置についても再検討すべき時期に至っている」との問題提起がなされ、「市庁舎は、市行政の中心施設としての存在であることから、将来性、公共性、交通の利便性、環境等の条件を十分に配慮したうえで選定されるべきであり、その意味では現在の市庁舎は、位置及び建物のレイアウトから考えても市民サイドからみて適正な施設といえない現状にある」との考えから、「市庁舎をはじめ公共機関の集中的移転を検討する」との施策を打ち出しています。

この後、第 2 次から現在の「第 5 次結城市総合計画」に至るまでの間、長年にわたり市庁舎の移転や整備方針の検討、シビックセンター構想（注）に関する事項が施策として掲載され、第 5 次結城市総合計画においては、『4 基本計画』の“5 協働で進める持続可能なまちの実現（自治・行財政運営）”の中で“基本施策 3 情報化社会に対応した行政体制づくり”の施策として明示し、現状と課題として、「新たな行政需要に対応し、市民にとって便利な市庁舎のあり方を検討する必要がある」との観点から、市庁舎建設検討委員会を設置し、市庁舎の検討を行う施策を主要事業として盛り込んでいます。

【(注) シビックセンター構想】

昭和 61 年に策定され、南部土地区画整理区域を市南部地域開発整備の拠点として位置づけ、市の将来を踏まえて市庁舎を含む複合的サービスを集約することを目的とした構想。

現在の市民文化センターアクロス及び駐車場、また、JA 北つくばの施設を含めた一帯の地域をシビックセンターゾーンとして位置付け、公共施設の集積化を計画した。市民文化センター「アクロス」の建設や公園、駐車場の整備など、構想の一部が具現化されており、これらの施設以外に市庁舎の建設などが構想に盛り込まれている。

※用語の表現 「市庁舎」⇨市役所機能の施設全般、「本庁舎」⇨”西の宮”に配置された庁舎、
「現庁舎」⇨現在の庁舎、「新庁舎」⇨整備を行う庁舎、
「庁舎」⇨一般概念的な庁舎 として示します。

(3) 市議会の方針・意見

【p38～39「資料編 2. 市議会の方針・意見」を参照】

市議会の市庁舎に関する意見は、昭和 59 年 3 月の議会決議、平成 26 年 3 月の第 1 回定例会における庁舎建設特別委員会の報告及び報告内容の決定により示されています。

昭和 59 年の決議は、『新庁舎建設に関する決議』として、昭和 57 年結城市議会第 1 回定例会で提案された「結城市基本構想（改定）について」を受け、この基本構想について「結城市の将来あるべき都市像を示すとともに、これを実現するために必要な長期的施策の大綱を定めたものとし、市当局はこれらを踏まえ総合的、効率的な計画行政を図るため、最善の努力をすべき責務がある」との意見から、基本構想の「第 4 節 地域特性格別施設整備の方向づけ」の中で示した「駅南中心地区には行政サービス施設や文化施設、社会福祉施設、公共・公益施設の総合的な整備配置に努め、秩序ある都市を推進する」との施策について、『結城市は近き将来予定している新市庁舎建設の位置を、現国道 50 号線（現在の県道結城下妻線）以南の適地に定めるとともに、可及的速やかにその具現化のため最大の努力をすべきである。』と決議されています。

また、市が平成 24 年度から本格的な検討を進めるにあたり、平成 24 年 12 月 21 日に議員全員で構成される「結城市議会庁舎建設特別委員会」が設置されました。

この特別委員会は、平成 26 年 1 月 20 日までの間に計 6 回開催され、東日本大震災後、市庁舎の重要性が叫ばれる中で、行政サービスの充実や交通アクセス等を考慮した慎重な審議がなされた結果、『新庁舎は、重要な防災拠点、結城市の将来都市像として、可及的速やかに新築移転とする』との結論に至り、平成 26 年 3 月 19 日の平成 26 年第 1 回定例会において、全会一致により決定されました。

決定された内容は、以下の 6 項目で構成され、今後の検討においても市議会との意見交換や情報提供を行いながら市全体の施策として取り組むことが望まれています。

- (1) 庁舎建設について、結城市の将来ある都市像として、可及的速やかに、そして計画的に移転新築を望みます。
- (2) 行政サービス、防災拠点、交通アクセス等を考慮し、建設立地の選定を望みます。
- (3) 東日本大震災後、市庁舎の耐震化の重要性が叫ばれており、新庁舎は重要な防災拠点として、十分な防災対策が図られることを望みます。
- (4) 新庁舎建設にあたっては、駐車場の確保、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン等の利便性を十分考慮したうえでの建設を望みます。
- (5) 既存施設の跡地利用、分庁舎の有効利用については、庁舎建設基本計画に合わせた熟慮を望みます。
- (6) 執行部における結城市庁舎建設検討、今後の基本計画等においては、議会と共に進めることを望みます。

(4) 整備方針の検討に向けた取り組み

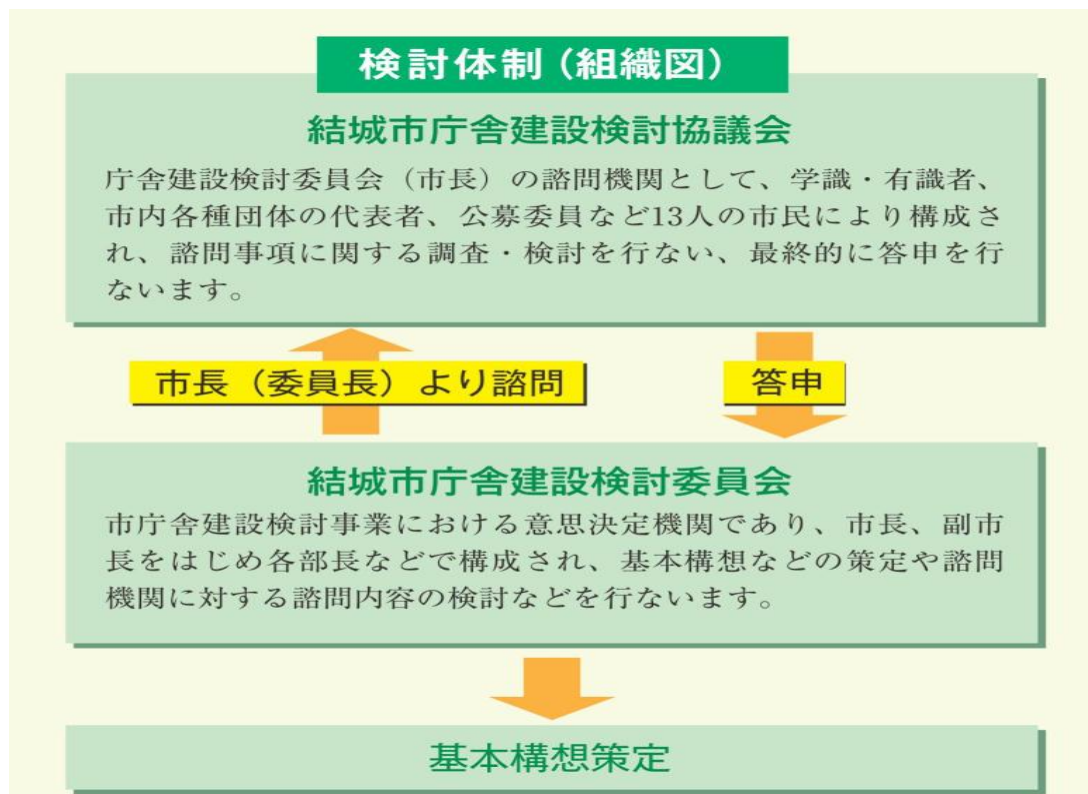
【p40～44「資料編 3. 市庁舎の整備方針に関する検討経過」、
p45～46「資料編 4. 結城市庁舎建設検討協議会設置要項及び委員名簿」を参照】

市では、昭和 53 年から「市庁舎建設事業基金」を設置し、積み立てを開始するとともに、昭和 61 年に策定された「シビックセンター構想」や「結城市総合計画」に基づき、庁内において検討を重ねていましたが、当時の経済情勢や施策の優先度、市の財政負担の観点から具体的な検討は先送りされてきました。

こうした中、平成 13 年に庁内の研究組織として「結城市役所庁舎移転建設研究会」を設置し、移転を含めた研究が行われましたが、課題の洗い出しと今後の方針を検討した内容にとどまり、平成 22 年に改めて「結城市庁舎検討委員会」を設置し、整備方針の再検討も含めた検討作業を行いました。

その後、平成 24 年には、「第 5 次結城市総合計画」の「現状及び課題」で示された“新たな行政需要に対応し、市民にとって便利な市庁舎のあり方を検討する必要がある”との内容に対し、市庁舎の検討として市の主要事業に位置付けた、「市庁舎建設検討委員会の設置」を進め、庁内のみならず、市民の方との協働により検討作業を進めることといたしました。

市庁舎の検討は、平成 24 年 7 月に基本構想や基本計画の策定及び意思決定を行う庁内組織として「結城市庁舎建設検討委員会（検討委員会）及びワーキングチームの「結城市庁舎建設検討会議（検討会議）」を設置、併せて市長からの諮問に対し、審議を行い答申する諮問機関として、市民で構成された「結城市庁舎建設検討協議会（検討協議会）」を設置し、平成 24 年 12 月に市長から検討協議会に対し諮問がなされました。



①検討協議会からの答申 【p47～52「資料編 5. 結城市庁舎建設検討協議会での検討結果」を参照】

検討協議会では、諮問を受けてから平成26年4月25日までの約1年6カ月に渡り、計10回の会議と3回の先進地視察を行い、諮問事項について検討を重ね、平成26年4月25日に答申書が市長へ提出されました。

答申では、「諮問事項1 市庁舎の整備方針に関する事」、「諮問事項2 市庁舎のあり方に関する事」、「諮問事項3 その他市庁舎の建設検討及び基本構想策定に関し、必要な事項に関する事」について検討した結果が示されています。

内容は、「諮問事項1 市庁舎の整備方針に関する事」では、『本庁舎方式』の運用による『移転新築』の整備手法とし、“移転新築”の際の位置は、『JR水戸線南側の南部市街地及びその周辺で、交通の便が良く、駐車場を確保できる市有地』が望ましいと答申されています。

「諮問事項2 市庁舎の在り方に関する事」では、市庁舎に必要とされる機能として、『防災拠点機能』、『市民サービス機能』、『市のシンボリック機能』、『省エネ環境対策機能』及び『情報交流機能』の5つの機能が示されています。

また、市庁舎の規模について、必要な敷地面積は「現庁舎の敷地面積」とし、庁舎面積に関しては、「規模を算定するための前提条件」を、『現状の職員数により、本庁舎方式で算定する』として、敷地及び庁舎の床面積が示されています。

「諮問事項3 その他市庁舎の建設検討及び基本構想策定に関し、必要な事項に関する事」では、整備費用（財源）について、『庁舎建設基金を計画的に積み立て、過大な借入金による資金調達を行わないこと。』、市庁舎の整備時期については、『財源の課題がクリアされることを前提として、計画的かつ速やかに行うこと。』、さらに、“移転新築”の場合の跡地利用と市街地整備について、『北部市街地の活性化を念頭においた計画を策定する必要があること。』の3点について答申されています。

②市民アンケート結果 【p53～75「資料編 6. 市民アンケート調査結果」を参照】

市では市民の率直な意見を把握するため、平成25年10～12月にかけて、市民3,000人を対象とした「市庁舎の整備方針に関する市民アンケート調査」を実施しました。

このアンケート調査では、「現在の市庁舎の利用状況や印象について」と「市庁舎の整備方針について」の大きな2つの視点から設問を行い、1,403人（対象者の46.8%）の方からご回答をいただきました。

主な設問に関する結果として、「本庁舎へのアクセス・交通手段」では、本庁舎を利用したことのある人（1,335人）のうち81.9%（1,093人）が自家用車の利用となっており、本庁舎へのアクセス手段の多くは自動車によることが伺えました。

「本庁舎の利用目的」では戸籍、住民票、印鑑登録に関することが71.8%（959人）、税証明の発行等に関することが24.2%（323人）、国民健康保険が23.7%（316人）、国民年金が17.8%（237人）と、市役所の窓口での届け出や手続きが必要とされる内容が多く見られました。

「本庁舎の利用で不便を感じる」とでは、駐車場や駐輪場が少ないが 62.3% (832 人)、周辺道路が入り組んでいて狭いが 51.6% (689 人) と圧倒的に多くなっており、現在の本庁舎を利用するうえでの問題として捉えられるとともに、窓口や担当部署の位置がわかりづらいが 23.1% (308 人)、窓口スペースにゆとりが少なく、プライバシーの確保が十分でないが 15.4% (205 人)、廊下、階段、ロビー、窓口、待合スペースなどが狭いが 13.9% (186 人) と具体的手続き等を行ううえでの利用環境に関する課題が多く挙げられました。

「市庁舎の整備方針の検討を行うこと」については、検討を進め、整備構想や整備計画を明確に示す方が良いと捉えている人が 43.1% (605 人)、急ぐ必要はないが、方針を決める必要があると捉えている人が 10.3% (144 人) となっており、全体として方針を定めることについては 77.2% (1,084 人) の人が必要と回答し、市庁舎の整備方針の検討を行うことへの関心度が高いことが伺えました。

「今後の市庁舎のあり方」については、現在地から移転・新築が 49.9% (700 人)、既存建物を維持・改修が 23.0% (323 人)、現在地に新築が 12.2% (171 人)、空き施設の改修・移転が 9.5% (135 人) となっており、「新築」という観点でみると 62.1% (871 人) が新築の意向を示しています。「移転」の観点では 59.4% (835 人) が移転の意向を持っていると判断することができました。

また、移転を選択している人 (835 人) からの回答では、移転先について「市の南部市街地エリア」との回答が 80.5% (672 人) となっており、アクロス周辺を含めた地域や国道 50 号バイパス沿道等が挙げられ、施設を利用するうえで良好なアクセスが可能となる場所への立地の希望が高い傾向が見られます。

「市庁舎を移転し、整備・建設する際に大切に思うこと」については、車などの利便性が高いことが 60.6% (506 人)、災害時には防災中枢拠点となり、市民の救援を的確に行えることが 43.1% (360 人) 等の意見が出されており、「移転した場合の移転跡地の利用」では、個人や企業などへ売却や賃貸による民間への貸し出しが 36.5% (305 人)、子育てや高齢者などのための福祉施設が 35.8% (299 人)、生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる施設 35.6% (297 人) などが望まれています。

3.結城市庁舎整備基本構想 本編

第 1 章 市及び市庁舎の現状

1. 市の現状

(1) 市の地勢

概ね平坦な関東ローム層地質に覆われた地勢で、海拔 38.6m に位置しており、平坦な割に全体標高は高く、緩やかな傾斜地域です。

市内を通じ比較的水位が高く、地下 10m 程度の掘削でも地下水が湧水する傾向です。

ボーリング調査による地耐力においては、場所によって異なるものの地下 15m~20m 以上の箇所に支持層が存在するため、大規模建築物や耐震性の高い建築物（メーカー住宅）などを建設する場合、杭基礎や地盤改良を行うケースが見られますが、関東ローム層に覆われた地域としては、一般的な地盤強度と言えます。

埋立地ではないため、先の東日本大震災においても、液状化による被害が出た箇所はほとんど無く、水田を埋め立て開発した区域のごく一部で液状化現象が発生した程度に過ぎず、比較的安定した地盤（地層）であると考えられます。

施行	昭和 29 年 3 月市制施行 結城町, 絹川村, 上山川村, 山川村, 江川村が合併
位置	・経緯度 東経 139° 52′ 北緯 36° 18′ ・標高 海拔 38.6m
面積	・総面積 65.84k m ² 農地 37.12k m ² 山林 2.89k m ² 宅地 13.08k m ² 原野 0.04k m ² その他 12.71k m ² [固定資産税概要調書 H21. 1. 1 現在]
気象	・気温 平均 14.4℃ 最高 38.69℃ (8 月 11 日) 最低 -4.0℃ (12 月 23 日) ・年間降水量 1,166.5 mm 1 日最大 93 mm (9 月 15 日) ・平均湿度 74.1% ・最大瞬間風速 32.5m/s 北の風 (10 月 16 日) [筑西広域市町村圏事務組合消防本部 H23. 1~12]
人口 ・ 世帯	・人口 52,858 人 (男 26,474 人 女 26,384 人) ・人口密度 1k m ² 当り 802.8 人 ・世帯 19,321 世帯 (1 世帯当り世帯員数 2.7 人) ・外国人 1,669 人 (男 964 人 女 705 人) 1,015 世帯 [住民基本台帳 H26. 4. 1 現在]
自然増減 ・ 社会増減	・自然動態 △133 人 (出生 397 人 死亡 530 人) ・社会動態 △ 40 人 (転入 1,745 人 転出 1,785 人) [H25. 1~12]

(2) 人口の動向及び将来人口

本市の人口は、少子高齢化の波により減少しつつあります。

単年でみると若干の上下はあるものの、平成 4 年の 53,970 人をピークに緩やかに減少し、厚生労働省が設置した「国立社会保障・人口問題研究所」の推計によると平成 32 年以降には 5 万人を割り込むと推定されます。

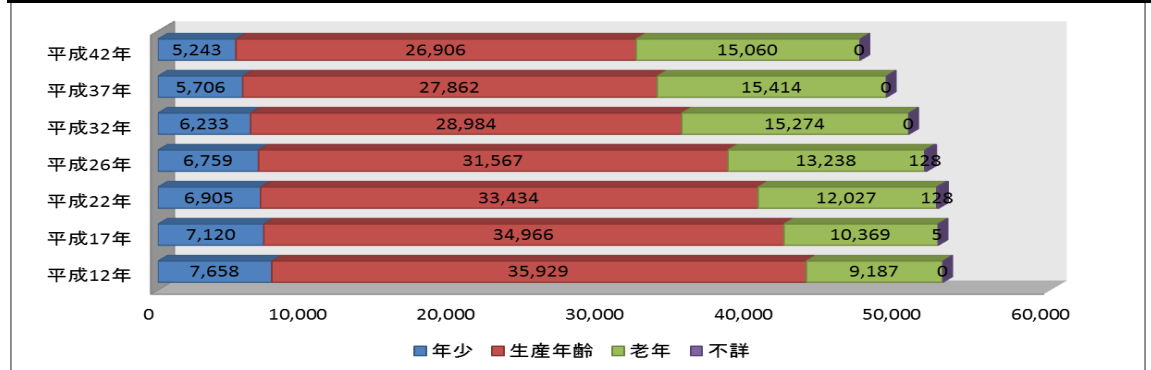
年齢別の人口構成では、平成 12 年から 22 年の 10 年間に於いて、15 歳～64 歳までの生産年齢人口が約 4.4%減少したのに対し、65 歳以上の老年人口は約 5.7%増加しており、今後、人口減少とともに少子高齢社会が加速することが見込まれます。

また、行政区域毎の人口動向では絹川、上山川、山川、江川の 4 地区の人口は減少傾向にあり、人口構成率でも大字結城地区への人口集中化が強まる傾向が見られます。

■年齢階層別人口推移及び人口推計

- ・調査値（人口推移）：茨城県常住人口調査より抜粋
 [平成12年,17年,22年は国勢調査（10月1日基準）、平成26年は住民基本台帳（1月1日基準）を使用]
- ・推計値（人口推計）：「国立社会保障・人口問題研究所」推計（平成25年3月推計値）より抜粋

区分	調査・推計 時点	人 口（単位：人）					構成率				
		年少 0～14才	生産年齢 15～64才	老年 65才以上	年齢 不詳	合計	年少 0～14才	生産年齢 15～64才	老年 65才以上	年齢 不詳	合計
調査値	平成12年	7,658	35,929	9,187	0	52,774	14.5%	68.1%	17.4%	0.0%	100.0%
	平成17年	7,120	34,966	10,369	5	52,460	13.6%	66.7%	19.8%	0.0%	100.0%
	平成22年	6,905	33,434	12,027	128	52,494	13.2%	63.7%	22.9%	0.2%	100.0%
	平成26年	6,759	31,567	13,238	128	51,692	13.1%	61.1%	25.6%	0.2%	100.0%
推計値	平成32年	6,233	28,984	15,274	-	50,491	12.3%	57.4%	30.3%	-	100.0%
	平成37年	5,706	27,862	15,414	-	48,982	11.6%	56.9%	31.5%	-	100.0%
	平成42年	5,243	26,906	15,060	-	47,209	11.1%	57.0%	31.9%	-	100.0%



■地域別（行政区域別）人口推移

[住民基本台帳から各年1月1日現在の人口を抽出、外国人は除きます]

地 区	人 口（単位：人）			構成率		
	平成17年	平成22年	平成26年	平成17年	平成22年	平成26年
結城	33,655	33,990	33,923	63.4%	64.9%	66.3%
北部市街地（駅以北）	17,118	17,321	16,996	32.2%	33.1%	33.2%
南部市街地（駅以南）	16,537	16,669	16,927	31.1%	31.8%	33.1%
絹川	4,637	4,424	4,158	8.7%	8.5%	8.1%
上山川	3,688	3,532	3,316	6.9%	6.7%	6.5%
山川	4,359	4,057	3,788	8.2%	7.7%	7.4%
江川	6,520	6,109	5,739	12.3%	11.7%	11.2%
社員寮等（地区別無し）	231	243	265	0.4%	0.5%	0.5%
合 計	53,090	52,355	51,189	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 人口重心地及び人口集中地区

本市の人口重心地（※1）は、城の内（結城第一工業団地と南部新市街地の中間部）周辺にあり、市の地理的位置状況からみても比較的バランスのとれた箇所にあります。

傾向としては、市の南部4地区（絹川、上山川、山川、江川地区）の人口減少傾向や大字結城地区への人口集中化に伴い、人口重心地は北へ移動する傾向が見られます。

[結城市の人口重心地]

●平成17年国勢調査

東経 139 度 52 分 6.46 秒

北緯 36 度 16 分 54.19 秒

●平成22年国勢調査

東経 139 度 52 分 6.25 秒

北緯 36 度 16 分 51.33 秒



【人口重心位置図】

人口集中地区（※2）は、駅北側の市街地や南部土地区画整理地区内、公達など含む区域が範囲となっており、都市計画における市街化区域内に人口が集中しています。

特に南部土地区画整理事業や北西部（富士見町・四ツ京・逆井地区）土地区画整理事業の施行以後、JR結城駅を中心とした市街地形成が促進され、既成市街地と一体となった市街地が形成されています。

こうした人口分布は、市庁舎の整備検討を行う上では、重要なポイントの一つになります。



【平成22年度国勢調査による人口集中地区】

(4) 人口動向からみた現庁舎の状況

市の人口動向をみると、他自治体と同様に少子高齢化は着実に進行すると想定され、現庁舎には、増加が見込まれる高齢者を含めた来庁者に対し、障害や負担を極力軽減するための機能が不足しています。よって、現庁舎にはバリアフリー化を含めたユニバーサルデザイン（全ての人々が使いやすいデザイン・機能）が望まれます。

(5) 人口分布及び地理的要件からみた現庁舎の位置

人口分布からみた場合、現在の庁舎機能を有する施設は、駅や主要幹線道路（国道 50 号結城バイパスなど）には距離的にも近く、北寄りではあるものの人口集中地区内に配置されています。

しかし、地理的要件や人口重心地からみた場合、北部へ偏っているととも、JR 水戸線北側の既成市街地は道幅が狭く、歩道などの設置箇所も少ないなどの交通安全面の課題があることや、市の南部に居住する市民にとって利便性の面でマイナス要因があることも否めません。

こうした点からも、多くの市民が利用する市庁舎の位置として、現在地は課題が無いとは言い難く、市庁舎の整備を検討するうえでは、整備手法と併せ、位置の検討も行う必要があると考えられます。

※1 人口重心地（総務省ホームページより抜粋）

- ・ 人口重心地とは、人口の 1 人 1 人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる地点をいいます。物理的に説明すれば、その地域に住んでいる全ての人が同じ体重を持つと仮定して、その地域を支えることができる重心となります。

※2 人口集中地区（総務省ホームページより抜粋）

- ・ 国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、
 - 1) 原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、
 - 2) それらの隣接した地域の人口が、国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域を示します。

2. 市庁舎の現状

(1) 市庁舎の配置状況

①本庁舎の敷地状況

本庁舎が配置されている敷地面積は12,873.52㎡で、全て市有地(借地なし)です。

この敷地には、第1,第2,西庁舎をはじめ、付属施設として第3,第4庁舎,車庫や倉庫が配置され,来客車用・公用車用・職員用駐車場の用地が含まれます。

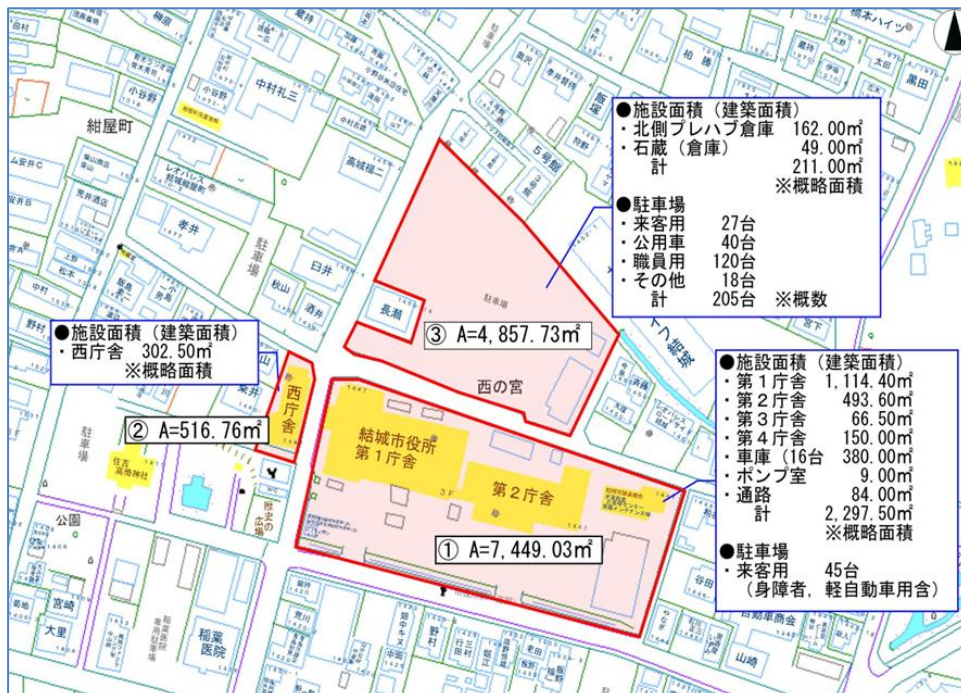
このほかに,職員用の駐車場として利用している「市役所東駐車場(警察官舎前)1,239.41㎡」,「都市計画街路用地(御幸通り)417.65㎡」,「都市計画街路用地(協和市場跡地)1,120.51㎡」の3箇所の市有地を含めると全体敷地面積は15,651.09㎡になります。

庁舎機能を1箇所にまとめる場合には,ここに「しるくろーど」内の駅前分庁舎が含まれますが,現庁舎に配置すると庁舎の狭あい化に繋がるため,分庁舎方式による業務を行わざるを得ない状況となっています。

また,駐車場については,近隣の市有地を職員用駐車場として利用し,来客者用及び公用車用駐車場を確保していますが,会議等が重なった場合や時期によっては満車となることが多く見られます。



【本庁舎の配置状況】



【本庁舎の配置状況】

②本庁舎敷地内施設の概要

本庁舎に配置されている施設の概要については、下表のとおりとなっています。この中で、第2庁舎は昭和61年に改装を行いました。構造自体には手を加えていないため、実際には築40年以上が経過しています。

■本庁舎敷地内に配置されている施設の概要

ア 本庁舎

庁舎名	建設年月	構造・階数	延床面積
第1庁舎	S60年3月改築	鉄骨造3階建	2,758.20 m ²
第2庁舎	S47年建設, S61年3月改装	鉄骨造2階建	958.00 m ²
西庁舎	H3年3月建設	鉄骨造2階建	605.00 m ²
小計			4,321.20 m ²
第3庁舎	不明	鉄骨造2階建	133.00 m ²
第4庁舎	不明	鉄骨造平屋建	175.00 m ²
合 計			4,629.20 m ²

イ 本庁舎付属施設

施設名	機能等	構造・階数	延床面積
車庫	車庫, 倉庫等	鉄骨造平屋建	380.00 m ²
北側プレハブ倉庫	文書倉庫	鉄骨造2階建	324.00 m ²
石蔵	書庫	石造平屋建	49.00 m ²
ポンプ室	灯油倉庫	軽量ブロック造平屋建	9.00 m ²
合 計			762.00 m ²

また、本庁舎の狭あい問題から本庁舎外へ移動した施設（下表）として、教育委員会や水道課・下水道課、市民活動支援センターなどが業務を行う駅前分庁舎がありますが、これらは事務効率や市民サービスの観点からも、本庁舎内に配置されるべきと考えられます。

■分庁舎機能を有する施設

庁舎名	建設年月	構造・階数	延床面積
駅前分庁舎 (しるくろーど3階)	S57~58年建設, H23年3月改装	鉄筋コンクリート造4階建	3,168.48 m ²
合 計			3,168.48 m ²

③行政部課の配置状況

本庁舎及び分庁舎機能を有する施設には、平成26年4月1日現在で、以下の部課が配置されています。

■庁舎施設の部課の配置状況（出先機関を除く）

ア 本庁舎

	1 F	2 F	3 F
第1庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ■市民生活部 ・市民課 ■保健福祉部 ・社会福祉課 ・子ども福祉課 ・介護福祉課 ・包括支援センター ・保険年金課 ■会計課 ■相談室 ■資料室 ■物置・ロッカー ■給湯室, トイレ 	<ul style="list-style-type: none"> ■市長室, 応接室 ■副市長室, 応接室 ■市長公室 ・秘書課 ・総務課 ・契約管財課 ■監査委員事務局 ■第1,2,3会議室 ■第1,2委員会室 ■宿直室 ■電話交換室 ■サーバー室 ■給湯室, トイレ 	<ul style="list-style-type: none"> ■議会事務局 ■正・副議長室, 応接室 ■議員控え室 ■議場 ■傍聴室 ■倉庫 ■給湯室, トイレ
第2庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ■市民生活部 ・税務課 ・収税課 ・人権推進課 ・生活環境課 ・防災交通課 ■休憩室 ■相談室 ■給湯室, トイレ 	<ul style="list-style-type: none"> ■都市建設部 ・土木課 ・都市計画課 ・区画整理課 ■防災無線室 ■印刷室 ■給湯室, トイレ 	
第3庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ■倉庫 	<ul style="list-style-type: none"> ■結城用水事務所 ■図書閲覧室 	
第4庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ■水道料金お客様センター ■職員組合事務所 ■トイレ 		
西庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ■産業経済部 ・農政課 ・耕地課 ■農業委員会 ■給湯室, トイレ 		

イ 駅前分庁舎

しるくろーど3F	<ul style="list-style-type: none"> ■教育委員会 ・教育長室 ・学校教育課 ・指導課 ・スポーツ文化課 ■会議室 ■給湯室, トイレ ※社会福祉協議会も同フロアに配置 	<ul style="list-style-type: none"> ■都市建設部 ・水道課 ・下水道課 ■市長公室 ・市民活動支援センター ■倉庫 	3Fフロアを市で購入 ⇒分庁舎として使用
----------	--	--	-------------------------

ウ 付属庁舎

(大町)付属庁舎	■文書倉庫	1F～4Fまで
----------	-------	---------

④市職員数の状況

市の職員数は、定員管理計画に基づき、ここ 20 年程度で約 100 名近く減少しています。その背景には、事務の電算化や行政改革などによって事務の効率化が図られたことが大きな要因として挙げられます。

今後の人口減少社会を考慮した場合、総人口に対する職員の割合を維持すると職員数も減少するとの考えもありますが、市民ニーズの多様化や高齢社会への対応は、事務の効率化だけでは補えないケースも想定されます。

そのため、本基本構想における職員数の想定は、下表に基づく現在の人員により検討を行います。

■市職員の総数 [平成26年4月1日現在]

・職員数（正規職員）	378 人
・嘱託職員	33 人
・臨時職員	80 人
計	491 人 ※保育士等の専門職，出先機関の職員含

区 分	特別職・正職員	嘱託職員	臨時職員	合 計
本庁舎	266 人	15 人	18 人	299 人
分庁舎	49 人	2 人	2 人	53 人
小 計	315 人	17 人	20 人	352 人
出先機関	63 人	16 人	60 人	139 人
合 計	378 人	33 人	80 人	491 人

本表における出先機関とは、出張所や図書館，健康増進センター，学校施設など、本庁舎の整備の影響を受けない施設を示しています。

(2) 現庁舎の課題・問題点

現庁舎は、庁舎機能の分散化（本庁舎、駅前分庁舎）や施設及び設備の老朽化、アクセス道路が狭く大型車（バス等）が進入できないなどの課題を抱えています。

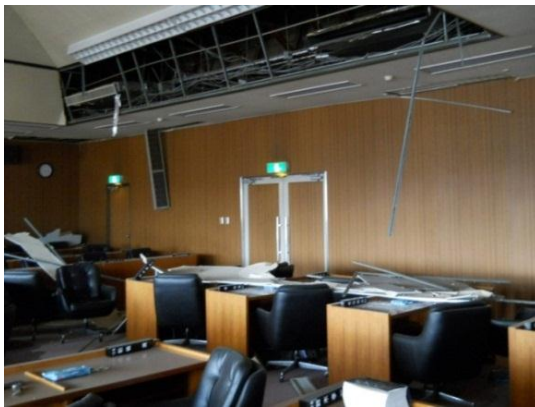
また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本庁舎3階の議場が被害を受けたほか、軽微ではあるものの執務室にも影響があり、また、市庁舎の安全面への懸念から災害対策本部の設置場所に苦慮した経緯があるなど、防災拠点機能としての脆弱性がみられました。

そのほか、昨今の多様化する市民の行政需要に対応していくには、低コストで効率性や質の高い行政サービスが求められ、市庁舎はそのサービスを提供するための重要な施設であることから、現庁舎の抜本的な整備は政策上の課題として、市の総合計画にも掲載されています。

こうした現庁舎の課題・問題点を検討協議会からの答申や市民アンケート結果、市議会からの意見を考慮して整理すると、以下の7項目にまとめられます。

①防災拠点施設としての機能性

- ☞ 本庁舎は東日本大震災において、第1庁舎3階議場の天井が落下し、そのほか庁舎全体で壁面の亀裂や、強い揺れによる保管庫の倒壊が発生するなどの被害がありました。



【議場の損壊状況】



【庁舎内の様子】

- ☞ 地震などの災害により市庁舎が被災した場合は、災害対策本部としての機能が果たせず、災害対策・支援体制の遅れへと繋がる恐れがあります。市庁舎に求められる防災拠点機能（情報発信や収集、災害対策本部機能など）は、市民の安全を確保するうえで重要な事項であり、庁舎整備の検討を行う過程でも大切な問題です。
- ☞ 現庁舎では、停電等が発生した場合の自家発電設備や水道水の貯水槽などは設置されていないため、市庁舎周辺のライフラインが長期にわたり被災した場合、制約を受けた中で災害対策・支援を進めることになります。

② 老朽化及び耐震性

☞ 本庁舎の第 1 庁舎は、昭和 60 年に改築され、第 2 庁舎については昭和 47 年の建築で昭和 61 年に改装工事を行いました。躯体そのものは補強工事等を行っておらず、耐震性が確保されているか懸念される所です。

市では、平成 26 年度中に耐震診断を実施し、耐震性の状況を明らかにする予定です。

仮に庁舎の耐震性が低い場合、災害時の防災拠点施設としての機能を確保するには、鉄骨ブレースの新設などの補強が必要となり、耐震補強を含めた大規模な改修を行う必要が生じます。



【壁面の亀裂】

☞ 現庁舎は、空調機器をはじめとする各種設備機器の劣化が課題となっています。

定期的に各設備のメンテナンスを行っていますが、経年劣化により設備そのものの老朽化が不安視され、特に空調用のボイラーにおいては耐用年数を大幅に経過し、毎年、不具合が生じ、運転を中止したり、運転できない状態に陥る事態が続いています。

耐用年数を経過した設備機器のランニングコストの増大は、財政負担低減の観点からも改善が必要です。



【老朽化したボイラー】

☞ 駅前分庁舎は民間施設を活用しており、改装を行っていることなどから執務室の劣化は見られません。

現行の耐震基準もクリアしているようですが、空調機器が集中管理方式であることでの使い勝手や運用コストなどの問題、さらには建物本体の経年劣化は否めない状況です。

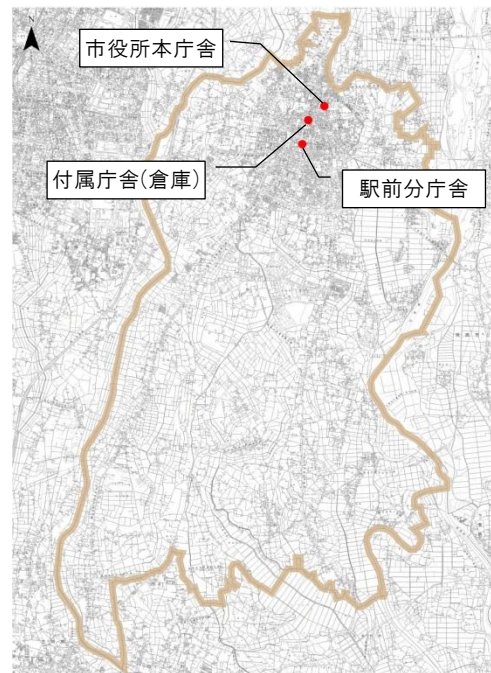
③ 庁舎の分散化

☞ 現在の市庁舎機能は、本庁舎、駅前分庁舎、の2箇所に分散しており、駅前分庁舎には教育委員会、上・下水道課、市民活動支援センターが配置されています。

その他に付属庁舎を倉庫として利用しており、庁舎の分散は、複数の所用を行う市民にとって利便性が低いとともに、職員に対しても事務決裁や打合せ、書類管理のために庁舎間を移動する必要が生じ、業務効率の低下を招いている状況です。

☞ 庁舎管理費（ランニングコスト）の観点からも、庁舎の分散は課題の一つであり、複数の施設を維持することは管理コストの増加を招き、また、本庁舎から離れた施設に保管文書を保存していることはセキュリティの面や業務効率の面からみてもマイナスと考えられます。

☞ 災害時に庁舎が1か所（本庁舎方式）の場合、本庁舎が被害を受けると機能面での低下が予想されるため、リスクヘッジ（リスクの回避）の観点から分散していたほうが良いとの見方もありますが、分散している施設すべてを耐震性が高い施設として維持していくことは、余分な財政負担も伴います。



【施設位置】

④ 市民サービス

☞ 本庁舎の第1庁舎は、庁舎の入口から手続きが必要な窓口が見渡せず、窓口の場所もわかりづらい状況です。また、第1庁舎、第2庁舎に窓口が分散しているため、来庁者の動線に無駄が生じる場合があります。

こうしたことは、来庁者の要件処理時間や待ち時間に影響することから、窓口サービスの配置なども含めた改善が必要ですが、現在の庁舎スペースでは困難と思われます。



【窓口スペースの様子】

☞ 窓口カウンターでは、カウンター越しの相談スペースに椅子を用意するなどして、利用者の負担が軽減できるよう工夫しておりますが、スペース自体が狭く、待合スペースに近接しているため、プライバシーの保護や情報漏えいの点なども課題です。

⑤施設のバリアフリー化を含めたユニバーサルデザイン

公共施設には高齢者や障害者に配慮した施設機能が必要です。現在の本庁舎には、エレベーター等の昇降設備は設置されておらず、段差のある場所が存在することやスロープ位置の問題など、車いすや高齢者、障害者の方には、ご不便をおかけしています。



【庁舎内の段差】

昇降設備などを別途設置、整備することも考えられますが、構造上の観点から簡単に整備できるとは言い難い状況です。

これからの庁舎には、超高齢社会に対応できるバリアフリー化（※3）を含めたユニバーサルデザイン（※4）が求められており、こうした機能を充実させるには大規模な改修や新築することが必要であると考えられます。

⑥交通アクセスの利便性向上や駐車場

本庁舎は、JR結城駅から比較的近い距離にありますが、車によるアクセスでは庁舎周辺道路に幅員の狭い箇所があることや、入り組んだ場所に位置しているため、大型バスなどの進入ができないなど、交通の利便性が低いと言えます。



【駐車場の状況】

本市のように、自動車が主な交通手段である地域においては、歩行者などの交通弱者に対する危険性を低減させることは重要であり、庁舎の位置については交通アクセスの利便性・安全性の高い位置を検討する必要があります。

本庁舎の駐車場は全体スペース、車両スペースともに狭く、議会開催時や会議の開催時などには満車状態であり、通常の日でも駐車スペースの半分以上が埋まっている状況が見受けられ、市民アンケートの結果からみても駐車スペースの拡張も重要な課題です。

※3 バリアフリー

- ・ 高齢者や障害者が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くことをいいます。本件の場合、建物内の段差をできるだけなくしたり、通路の幅を広げることなどが挙げられます。現在では、バリアフリーに加え、健常者にとっても利用しやすいユニバーサルデザインの考え方も導入されています。

※4 ユニバーサルデザイン

- ・ 高齢者や障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた建物・製品・情報・環境のデザインのことをいいます。

⑦庁舎の狭あい

☞ 現在の本庁舎の執務スペースは、駅前分庁舎の設置や電算化による書類削減、職員人数の減少などにより、若干の改善が図られています。

しかし、こうした状況でも市民が多く利用する第1庁舎の窓口スペースは十分とは言えず、職員の執務スペースを最小限にとどめカウンタースペースや待合所などを確保していますが、身近で使用する書類保管庫の配置や収納場所などに苦慮しています。



【窓口フロアの様子】

☞ 待合スペースと窓口カウンターが近接していることも課題であり、スムーズな動線が確保されていない点や、相談に来られた市民のプライバシー保護の点などが懸念されるところです。

☞ 会議スペースは3室配置され、可動式のパーティション（間仕切り）により1部屋での運用ができますが、防音効果が低く、隣室の会議内容などが漏れることなど、課題もあります。

そのうえ、室数自体が少なく、各フロアにはミーティングや簡単な打合せ、来客用の応接スペースがほとんど無いため、公民館などの他の施設の会議スペースや議会部局の委員会室などを活用しています。

しかし、年度初めや年度末、税金の納付書発送時期など、会議や作業が集中する場合には明らかに会議スペースが不足している状況です。



【現在の会議スペース】

☞ 来訪される市民や観光客などに対する情報提供スペースも不足しています。庁舎の整備を行った他自治体の事例では、来訪者にわかりやすく情報を提供できるスペースや、市民が利用できる市民スペースなどを設置し、イベントや観光案内、市政情報などの基礎的な情報を一括して簡単に確認できるよう工夫されています。

☞ 職員の休憩（食事）スペースが無いことも課題です。特に窓口部署の場合、休憩スペースが限られているため、多くの職員は昼食の休憩時間にも個人の机で昼食をとる状況であり、市民から見苦しいとの苦情も寄せられています。

このように、現庁舎には多くの課題があり、これらを克服するには最低でも耐震工事や設備の大規模改修が必要になります。特に今般重要視される災害拠点施設としての機

能を持つには大幅な整備・改修が必要であり、今後の市政運営や庁舎管理，市民サービスの向上などを考慮した整備方針を定める必要があります。

第 2 章では，本章で述べた課題や，市議会，検討協議会の検討結果，市民アンケート結果などを踏まえ，市が導き出した市庁舎の整備方針を示します。

第2章 市庁舎整備の基本的事項

1. 基本理念

市庁舎は、市の中核施設として、市民、議会、行政が一体となった市政運営やまちづくりを通じ、市が掲げる将来都市像『みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城』を具現化するための拠点となる施設です。

この将来都市像に市庁舎整備の基本理念をあてはめ、本市における「市庁舎の基本理念」とします。

「みんなでつくる」とは・・・

◎ “協働のまちづくりの推進”

- ☞ 市民、企業、NPOや議会、行政など、市に関わる全ての人々による協働のまちづくりが推進できる庁舎

「活気と風情のある」とは・・・

◎ “人・モノ・情報の活発な交流”

- ☞ 行政手続き以外に人々の交流や情報発信が促進される庁舎

「快適なまち」とは・・・

◎ “安全で安心な住みやすさを実感できるまち”

- ☞ 災害時でも市民の方の安全が確保できる庁舎
- ☞ 誰もがわかりやすく利便性の高い、質の高い市民サービスが提供できる庁舎

以上の基本理念を軸に、市庁舎の主機能である行政・議会活動を充足させるとともに、今般必要とされる、また、重要視されるポイントを第1章の課題と照らし合わせ、「基本目標」を示します。

2. 基本目標 市庁舎の具体像

前項の基本理念に基づき、まちづくりを担う市民や議会、行政が、お互いに情報を共有・発信でき、また、市民の利便性が高く、非常時にも安全な市民生活を支えられるとともに結城市のシンボルとして誇れる施設の整備を行うため、以下に掲げる5つの基本目標に基づき今後の作業を進めます。

基本目標1 市民が使いやすく人にやさしい庁舎

市庁舎は、さまざまな市民が利用する施設です。誰もが便利に利用でき、わかりやすく、快適で利便性の高いサービスを受けられることが重要です。

また、近年、ICT（情報通信）機器の高機能化や情報通信インフラの整備の進展は目覚ましく、こうしたICT化（情報通信技術）が進むと、将来的には市役所に向かなくても、各種証明や申請が可能となることなども想定されます。

このため、行政情報や個人情報などが安全に守られるようセキュリティに配慮し、庁舎内のパソコン・サーバーなどOA機器の保管・管理が行える施設であるとともに、将来の変化に対応できる柔軟な施設であることが必要です。

また、その他にも、行政サービスを提供するうえで職員の快適な執務環境も重要と考えられます。

- 市民が必要なサービスをスムーズに受けられる窓口配置を考慮するとともに、待合スペースの充実や授乳室の設置、プライバシーに配慮した相談スペースの整備を行います。
- 将来を見据えフレキシブルな執務空間の構成が行える庁舎を目指します。
- 障害や年齢などに左右されず、全ての市民が快適に利用できるユニバーサルデザインを採用し、市民や職員が使いやすい安全な庁舎を目指します。
- 情報化社会に対応したモニターや掲示板の設置、また情報セキュリティ対策を講じたICT機器の設置を検討します。
- 駐車場の拡張や交通アクセスの利便性が高められる庁舎位置の検討、または整備計画の検討を行います。
- 市民が利用できる喫茶スペースや食堂、職員の休憩室などの設置を検討します。

基本目標2 防災拠点施設として安全で安心な庁舎

市庁舎は、大規模災害が発生した際には、救助や復旧等に関する検討・指示、情報収集や市民への伝達などを行う災害対策本部が設置されます。そのため、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、救助や救援体制が整えられる防災拠点として、安全性の確保や、迅速に対応するための機能が必要です。

また、災害対策本部として、従事する職員が施設に対して不安なく、安心して業務を行うことができる施設とする必要があります。

- 耐震性を確保し、大規模災害にも耐えうる構造とするため、制震・免震構造を検討します。
- 災害時でも周辺建物や塀などの倒壊による庁舎への影響が極力少なく、スムーズな災害活動の拠点として機能できるよう、庁舎の周辺整備または立地場所を検討します。
- 災害時には、災害対策本部として救助や復旧などの指示、情報の伝達や収集、周知が速やかに行えるよう、災害用の資機材や備蓄倉庫等の設置を行います。
- 電気や水道などのインフラが寸断された場合でも、庁舎機能を維持するための自家発電設備による非常用電源や、市民への情報伝達が行える非常用通信設備、飲料水兼用耐震性貯水槽（※5）などの設置を検討します。

※5 飲料水兼用耐震性貯水槽

- ・ 通常は水道管とつながり新鮮な水が流れていますが、地震が起きると水道管と遮断されタンクに飲料水を確保する装置を指します。

- 市民の個人情報書類などの重要保管文書について、情報漏えいや管理保全の視点から、書類保管庫のスペースや安全性・防災性を十分に考慮します。

基本目標3 環境に配慮し、経済性に優れた庁舎

市庁舎の管理にあっては、維持管理経費が発生することは避けられません。

長年にわたり使用する施設ですので、光熱水費や通信費など通常の経費のほか、補修や改修の経費も発生します。

そのため、これからの市庁舎には、省エネルギー化や環境に優しい施設設計が求められ、これらは経済性や市庁舎を利用する市民や職員にとっての快適さにも通じるものと考えます。

- 太陽光発電などの自然エネルギーを活用する設備や自然通風、雨水の活用など自然エネルギーの積極的かつ有効活用を検討します。
- 採光や通風などに配慮するとともに、断熱性・気密性を高め、熱効率にも配慮した施設とし、省エネルギーで効率の良い構造を検討します。
- 省エネルギーの設備機器を導入し、維持管理コストの低減を目指します。
- 時代の変化や需要にも柔軟に対応でき、あわせて耐久性が高く、長期間にわたり使用できる庁舎を目指します。
- 周辺の環境や景観との調和など、環境に配慮された施設とします。

基本目標4 人々が集い市民に開かれた庁舎

さまざまな市民が集まる市庁舎において、行政手続きや行政情報の提示だけでなく、市民や団体などの活動に係る情報や交流などが行えれば、市民活動を促し、市が掲げる協働のまちづくりの活性化が期待できます。

- 市民と行政との関わりを深めるとともに、市民協働の一端として休日でも利用できる市民ロビーや市民スペースなどの設置を検討します。
- 市民が気軽に立ち寄れる庁舎とし、市民と行政の関係性を深めながら、市政運営への市民参画や市民協働が推進できる庁舎を目指します。
- 市民広場や緑地など、屋外でも市民が集えるフリースペースの整備を検討します。

基本目標 5 市やまちづくりのシンボルとして、市民が誇りを持てる庁舎

市庁舎は市のシンボル、まちづくりの中核施設として、市民以外の方も来庁します。市民が誇れる施設であるとともに、観光情報や行政情報を市民以外の方が簡単に入手できる配慮が必要です。

また、周辺の景観や沿道環境に配慮した施設であることが重要です。

- 市民以外の市への来訪者が必要とする情報の発信・交換・収集などを行うコミュニケーション機能を有する施設を目指します。
- 過剰なデザインを施すことなく、周辺の環境に調和し、美観に優れた市のシンボル・ランドマークとして印象を与えることができる庁舎を目指します。

3. 市庁舎の整備方針 整備の内容

(1) 市庁舎の整備手法 【p76～78「資料編 7. 整備手法の検証」を参照】

これまでに述べた現庁舎が抱える課題・問題点を克服し、市庁舎整備の基本理念・目標を満たすためには、抜本的な整備を行う必要があります。

市庁舎の整備検討では、どのような整備手法を採用するかが最大のポイントであり、検討協議会や市議会の意見、市民アンケート結果などを踏まえ、以下で説明する整備手法、運用方法に関して検証（資料編 p76～78）を行いました。

①整備手法について

整備を行う場合の手法としては、一般的に「既存庁舎の改修・補強・増築」や「既存庁舎の建替え（新築建替）」、「移転新築」、「空き施設へ移転・改修」などの手法が想定されます。以下に各整備手法の概要を示します。

(ア) 分庁舎方式とし、耐震補強や増改築を実施し引き続き使用する手法

現庁舎を耐震改修・増改築する手法は、短期的に見ると一時的な費用負担は軽減でき、耐震性も確保されます。

ただし、耐震補強と増改築を行っても、補強した建物本体（躯体）の劣化は進行し、寿命が著しく伸びるわけではなく、将来的には新しく庁舎を建設する必要が生じます。耐震補強等の工事中は仮庁舎を設置する経費も必要になるとともに、仮庁舎の設置場所にも苦慮すると思われ、設備等のランニングコストの軽減を図る点も新築ほどは見込めず、耐震工事による鉄骨ブレースや耐震壁の設置にともない事務室面積の縮小などの点も懸念されます。

(イ) 本庁舎方式とし、新庁舎を建設する手法（現在地または移転）

本庁舎方式とし1箇所に統合した新庁舎を建設する手法は、防災拠点としての機能や市民の利便性、市民サービスの向上、業務の効率化などのメリットがあります。

また、設備等の維持管理が容易でランニングコストの軽減が図れ、長期間使用することができます。

しかし、耐震改修・増改築の事業費に対し、本庁舎方式により新築した場合は、当初の建設費用が高額になることに加え、既存位置の場合は仮庁舎の費用、移転する場合は用地費や外構工事費などの費用が見込まれます。

(ウ) 本庁舎方式とし、空き施設へ移転、改修する手法

本庁舎方式として、庁舎機能を満たせる空き施設へ移転、改修する手法を採る場合、新築などに対して安価な事業費で整備できると考えられます。

ただし、そうした空き施設が市内に存在するか、存在した場合、取得費用や改修事業費、ランニングコスト、また、最大のポイントである今後の耐用年数などを詳細に検証する必要があります。そのうえで、市民ニーズに対応し、現庁舎の課題を克服できる施設として費用対効果も含め、検討する必要があります。

②運用方法について

市庁舎の運用方法も重要なポイントです。

現在は、行政部門が本庁舎，駅前分庁舎に分散しています。

庁舎の運用方式は、

【方式 1】 本庁舎方式（本庁舎へ部署を集約。※出張所等は除く）

【方式 2】 分庁舎方式（現状の運用方法と同様）

の手法に区分され、それぞれの方式にメリット，デメリットがあり、下表のように整理できます。

区分	利点（メリット）	欠点（デメリット）
本庁舎方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 能率的な執務環境が整えられ、各行政部門が一箇所に集約される。経費の削減，業務効率や市民サービスの向上が期待できる。 ・ 分庁舎方式に比べ、施設の維持管理費，労力の軽減が見込める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に被害を受けた場合、被害の規模によって、防災拠点機能の低下や市庁舎機能に影響が出る恐れがある。 ・ 本市の場合、本庁舎方式を採用には新築せざるを得ない。
分庁舎方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害などで庁舎が被災した場合、分庁舎化によるリスク分散が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の所用を行う来庁者や交通弱者にとって利便性が低い。 ・ 職員が事務決裁や打合せのために庁舎間を移動することは時間的なロスがあり、業務効率の低下を招く。 ・ 複数の施設を管理するため、維持管理費が割高となる。

庁舎の運用方式は、本庁舎方式，分庁舎方式ともに一長一短がありますが、新築により整備するのであれば、建物の強度やランニングコスト等を考慮し「本庁舎方式」、既存施設の改修・補修で進めていくのであれば、必然的に「分庁舎方式」を選択することになります。

こうした中で、市議会の意見や市庁舎建設検討協議会の答申，また市民アンケート結果を考慮し、将来を見据えた整備を考えた場合、市では「本庁方式」による庁舎の「新築」が最も効率的であると判断しました。

【整備方針 1】

「本庁舎」方式による「新築」を整備方針の軸とし、他の整備手法も念頭に置きながら検討を進めます。

(2) 市庁舎の規模

市庁舎の規模を検討するには、将来的な組織体系や職員人数、併せて市の人口、庁舎の付加機能（市民スペースや指定金融機関窓口など）などを総合的に勘案することが重要です。

しかし、10年後、20年後の市の状況を予測し、組織体系や職員数を算定することは困難であることから、本基本構想では第1章で述べたように、現在の職員数を基準として、標準的な庁舎規模を算定します。

なお、本基本構想で示す庁舎規模はあくまでも目安であり、敷地面積や組織体系、配置する庁舎機能に応じて変動することが予想されますので、今後、進めていく基本計画や基本設計、実施設計など、作業段階ごとにその都度検討を行い、過不足のない適正な規模を算定していきます。

標準的な庁舎規模を算定する手法としては、総務省の地方債算定基準面積（※6）や国土交通省の新営庁舎基準面積（※7）、先進地事例による1人あたりの床面積の積み上げなど様々ですが、本基本構想では、多くの自治体で用いられている地方債算定基準に基づく手法により算定します。なお、算定にあたり以下のとおり前提条件を設定します。

【規模を算定するための前提条件】

①現状の職員数により算定する。

- ・本庁舎で事務従事が見込まれる職員数 352人（p14参照）
- ・議会部局分として、市議会議員 18人 計370人

②本庁舎方式とする。

算定にあたっては、集約可能な部署を本庁舎に集める「本庁舎方式」を想定して算出します。

《地方債基準による算定》

■「人口5万人以上50万人未満の市町村」の基準を準用

室名区分	役職区分	職員数	換算率	換算	基準面積	必要面積
		(人)	(基準値)	職員数(人)		
① 事務室	特別職	3	20.0	60.0	職員1人 あたり 4.5㎡	270.0
	部長・次長級	22	9.0	198.0		891.0
	課長級	18	5.0	90.0		405.0
	係長級	109	2.0	218.0		981.0
	一般職員	200	1.0	200.0		900.0
	計	352				3,447.0
② 倉庫	事務室面積×13%					448.1
③ 会議室、トイレ等	常勤職員数×7.0㎡					2,464.0
④ 玄関、ホール、廊下、階段等	各室面積×40%=(①+②+③)×40%					2,543.6
⑤ 車庫	公用車台数×25㎡ 40台(台数は車庫分想定, 総数89台)					1,000.0
⑥ 議場、委員会室、控室等	議員定数×35.0㎡=18人×35.0㎡					630.0
合計						10,532.8

※6 地方債算定基準面積

- ・ 総務省からの通達において、「平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱等について（平成 22 年 4 月 1 日 総財地第 79 号）」で庁舎の標準的な面積を算出する基準を指すものです。平成 23 年度より廃止されていますが、今なお多くの自治体で、庁舎規模の基準として広く用いられています。

※7 新営庁舎基準面積

- ・ 国土交通省が示した「新営一般庁舎面積算定基準」を指すものであり、国が庁舎に関する面積算定にあたり用いている統一的な基準ですが、議会相当部分が含まれない算出方法となっています。

算定した結果、本市の行政規模における市庁舎の必要面積は延床面積で 10,532.8 m²（約 3,200 坪）と試算されます。

現庁舎の床面積は、駅前分庁舎（会議スペース、社会福祉協議会使用分も含む）を含め 8,599.68 m²（約 2,600 坪）です。地方債基準面積と現状での市庁舎面積を比較すると、地方債基準面積の約 80%と基準を下回っています。実態としても駅前分庁舎の設置や電算化による書類の削減などにより、狭あい化は軽減されていますが、そうした中でも職員の執務スペースや身近で使用する書類保管庫の配置や収納場所などに苦慮している状況であり、現状での市庁舎面積は不足していると考えられます。

また、敷地面積に関しては、第 1 章で述べたように、本庁舎北側の公用車・職員駐車場を含めた敷地面積は 12,873.52 m²（約 3,900 坪）であり、このほかに分散している職員駐車場を含めると全体敷地面積は 15,651.09 m²（約 4,750 坪）になります。

周辺環境への影響や景観の観点から市庁舎の高層化を極力避け、3 階から 5 階建て程度の施設とした場合、市庁舎 1 階部分の建築面積は概ね 2,500～3,000 m²と想定されます。

このほかに、車庫や来客用・公用車駐車場、職員駐車場を考慮すると、最低でも現在の敷地面積以上は必要になると想定されます。

近隣の八千代町の事例（地上 4 階）でも、市民広場を含めた敷地面積は 14,669 m²であり、本市の行政規模を考慮すると敷地面積は 16,000～20,000 m²が望ましいと考えられます。

市庁舎の規模は、今後、ICT 化の推進や公共交通の改善などが進むと、市役所への来庁者や駐車スペースの需要の減少が見込まれます。

また、広域行政による事務の合理化などが行われれば、執務スペースが縮小できるなど、時代の変化による様々な要因が想定されます。

よって、市庁舎の規模は、整備時点において改めて算定することとしますが、本基本構想では以下の内容で検討を進めます。

【整備方針 2】

新築する新庁舎の規模は、延べ床面積 10,500 m²、敷地面積 16,000～20,000 m²を基準（目安）とし、今後の検討を進めます。

(3) 市庁舎の位置

【p79「資料編 8. 市有地の状況」を参照】

市庁舎の位置に関しては、

- ・必要な面積を確保できる用地があるか。
- ・現在抱える課題の解決が見込まれ、市民の利便性が損なわれることはないか。
- ・全体的な整備コストが過大にならないか。

などのポイントが挙げられます。

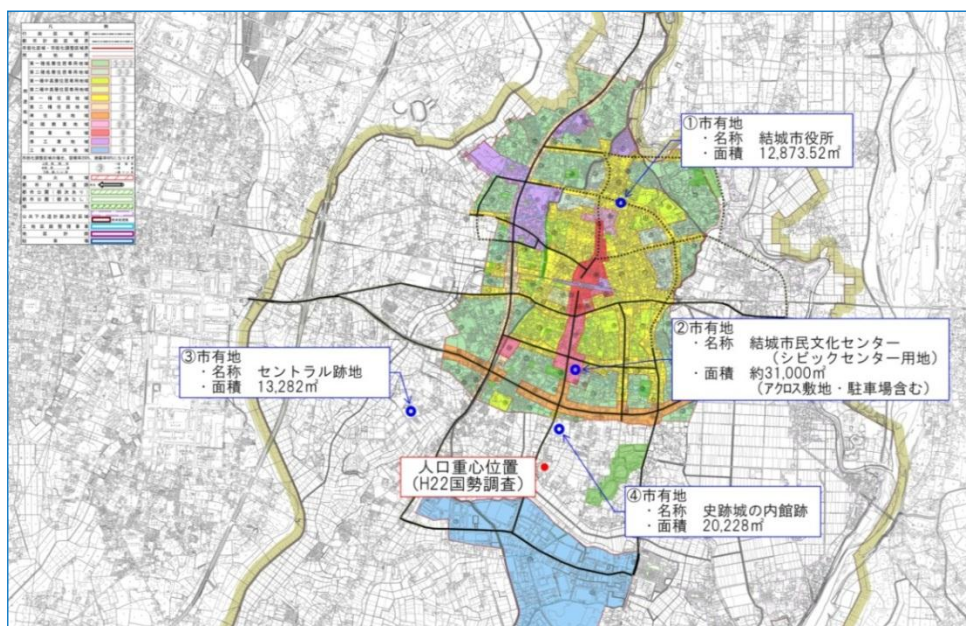
こうした視点から検討を重ねた検討協議会の答申では、「JR水戸線南側の南部市街地及びその周辺で、交通の便が良く、駐車場を確保できる市有地が望ましい。」と移転の方向性が示され、市議会の決議では、「行政サービス、防災拠点、交通アクセス等を考慮し、建設立地の選定を望みます。」との意見が出されています。

また、市民アンケート調査の結果からもJR水戸線南側の市街地及びその周辺を移転先に選ぶ意見が多く見受けられました。

市では、こうした意見を重視するとともに、地理的な面や人口重心の側面なども検討した結果、現位置からの移転を行うこととし、JR水戸線南側の市街地及びその周辺を移転候補地として定めるとともに、民有地の場合は、買収の有無や事業費の増加につながるなどの課題があるため、事業コストを低減する観点から極力市有地を利用する方針としました。

現在、市が所有している用地の中で、現庁舎と同等の敷地面積が確保できる用地は、現在地を含め4箇所です。

JR水戸線北側の北部市街地では①の現位置以外には大きな敷地面積を確保できる用地は無く、JR水戸線南側では南部市街地の『②結城市民文化センター「アクロス」』や、周辺の『③セントラル跡地』、『④城の内館跡』（③、④は市街化調整区域）が敷地面積の観点から検討対象として考えられます。



【まとまった市有地が確保できる箇所】

しかし、課題もあり、『②アクロス』では現在の駐車場用地を狭めることにつながるため、その対策が必要となります。『③セントラル跡地』は地理的な観点では西に位置しているため、利便性の面でマイナス要因があり、『④城の内館跡』では、埋蔵文化財の発掘調査費などの付帯経費が想定されます。

いずれの箇所においても、一長一短があり、現状では詳細が把握できないため、整備コストや付帯経費など、今後、より詳細な資料をもとに検討する必要があります。

よって、本基本構想では、移転先を J R 水戸線南側で市有地を最優先に検討を進めるとの方針を打ち出すにとどめ、より詳細な検討を基本計画策定時に行い、移転先を定めることとします。

【整備方針 3】

新庁舎は、現位置から移転することとし、「J R 水戸線南側の南部市街地及びその周辺で、交通の便が良く、駐車場を確保できる市有地」を軸として、民有地なども視野に入れながら、基本計画において新庁舎の位置を定めることとします。

(4) 整備費用及び財源の考え方

①整備費用について

庁舎の建設事業費は、建物本体及び外構工事、付帯工事費などの費用が想定され、これらは建設位置や、建物の構造、デザイン、使用する設備機器によって、大きく変動します。

よって、現時点での建設事業費の把握は困難であるため、次のステップである「基本計画」策定時において、庁舎位置が決定した段階で概算事業費の算定を行う予定です。整備費用の算定にあたっては、必要最低限かつ機能性の高い施設計画を念頭に建設費用の削減に努めます。

また、近年の建設資材や労務費の高騰傾向を踏まえ、可能な限り安価で建設できる時期を見極め、事業費の算出を行います。

②整備費用の財源について

庁舎の建設には、相当額の費用が見込まれますが、国や県からの支援制度はなく、全て自己財源で賄うこととなります。

この自己財源は、一般的に市の一般財源と起債（借入金）、また、財政負担を少なくするために積み立ててきた「市庁舎建設事業基金(昭和53年6月28日基金条例設置)」が挙げられます。

市では、これまでに市庁舎の整備を行う目的で基金を積み立てており、昭和53年6月に設置した基金は、平成26年8月29日現在で1,505,102千円の残高となっており、他事業へ大きな影響を与えることなく、過大な起債による資金調達を行わないよう計画的な財政計画による事業化を目指します。

今後も計画的に基金の積み立てを行い、「基本計画」においては、経済情勢や市の財政状況を熟慮した事業スケジュールを構築し、併せて財源計画を検討していきます。

また、新エネルギー設備の導入など、設備機器に対する補助制度の有効活用を検討し、財政負担の低減に努めます。

《近隣自治体参考事例》

●八千代町役場

- ・竣 工：平成18年1月
- ・構 造：鉄骨造4階建（延床面積6,260㎡）
- ・人 口：約23千人
- ・職員数：150人
- ・総工費：約23億5千万円
- ・財 源：建設基金13億円，起債9億円，一般財源1億5千万円

【整備方針4】

新庁舎の整備は、市の財政計画を考慮しながら継続的に基金の積み立てを行い、市債は可能な限り抑制し、無理のない資金計画で進めます。

(5) 跡地利用の考え方

新庁舎の移転新築による整備方針に基づき、分庁舎の機能を統合した新庁舎が整備された場合、現庁舎や分庁舎の施設が跡地又は空き施設として残ることになります。

市庁舎建設検討協議会や市議会の意見では、「既存施設の跡地利用や分庁舎の有効利用について、庁舎建設基本計画に合わせての熟慮を望む」との意見や、JR結城駅北側市街地の活性化を担う一つ的手段として跡地の有効活用が望まれています。

また、地元からは市庁舎の移転により、北部市街地や商店街の衰退が懸念されるとの意見も出ています。検討協議会では、「市庁舎は集客施設ではないため、移転が市街地や商店街の衰退につながるとは言い難い」との意見も出されていますが、市有地（跡地）の有効活用や北部市街地を含めたまちづくりの観点から、新庁舎の「基本計画」では跡地の有効かつ効果的な利用も検討する必要があります。

この場合、少子高齢社会に対応した子育てや高齢者の福祉施設、生涯学習や地域活動ができる施設、北部市街地の景観・雰囲気を守り、観光客や地域住民が活用できる観光・交流・教育施設などが考えられますが、具体的な利用手法については、市全体の施設バランスや市の施策などを熟慮したうえで、市民に望まれる活用方法を見い出さなければなりません。

市では、新庁舎の整備と併せて跡地利用の手法について検討し、次のステップである「基本計画」において、その方向性を示すこととします。

【整備方針 5】

新庁舎の整備計画には、北部市街地のまちづくりを考慮した市民に望まれる跡地利用計画を盛り込み、市全体を見据えた内容とします。

(6) その他の留意点

これまでに述べた以外に、本事業を進めるにあたり、市議会や検討協議会から出された以下の意見に留意しながら事業を進めてまいります。

- 整備計画は、将来の状況変化に対応できるものとし、整備する時点において、規模や機能、位置などの再検討・再確認を行います。
- 市民ニーズや財政状況を考慮した整備計画とします。
- 今後の基本計画などの市庁舎建設検討においては、市議会や市民と共に進めていきます。

【整備方針6】

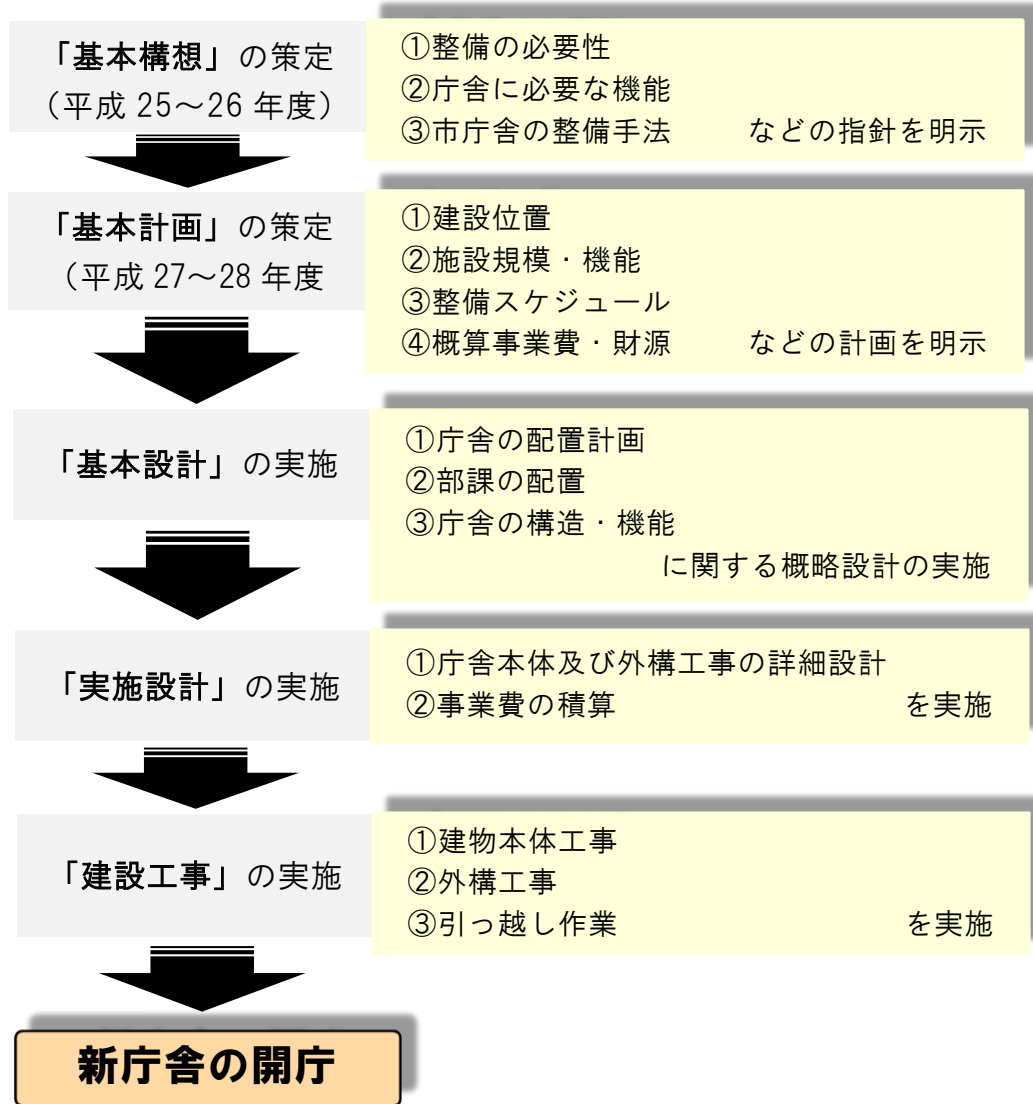
新庁舎の整備計画検討では、今後も市議会や市民の意見を熟慮しながら計画を進めます。

(7) 今後のスケジュール 今後の作業内容

①作業フロー

「基本構想」策定後は、庁舎の位置や規模、概算事業費などを明確にした「基本計画」の策定へと作業を進めます。

以下に、構想策定後の作業スケジュールから整備完了までの概略フローを示します
 なお、各作業の実際時期については、各作業の内容や事業費財源の確保などの要因により変動しますので、本基本構想では作業段階を示すのみにとどめ、次のステップである「基本計画」において明示することとします。



②整備の実施時期

市議会及び検討協議会からの整備時期に関する意見では、財源の課題をクリアすることを前提として、可及的速やかにかつ計画的に実施するよう望まれています。

市ではこうした意見を十分に踏まえ、計画的な財源の確保と慎重な作業進行を念頭に、速やかな市庁舎整備を目指します。